

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第7回さいたま市・岩槻市任意合併協議会	
開 催 日 時	平成16年3月29日（月） 14時00分開会・15時15分閉会	
開 催 場 所	ときわ会館大ホール（さいたま市浦和区）	
議 長 氏 名	会長 兵藤 釗	
出 席 者 氏 名	別紙「出席委員名簿」のとおり	
事 務 局 氏 名	局長 宮澤 健二 外6名	
会 議 事 項	1 議題	2 会議結果
	別添「第7回さいたま市・岩槻市任意合併協議会次第」のとおり	(1) 報告事項について原案どおり了承 (2) 全協議事項について原案どおり決定 (3) 全提案事項について持ち帰り検討
会 議 の 経 過	次ページのとおり	
会 議 資 料	別添「第7回さいたま市・岩槻市任意合併協議会資料」のとおり	
そ の 他 の 必 要 事 項	特になし	
会 議 録 の 確 定	確定年月日	記名押印
	平成16年3月31日	会長（議長） 兵藤 釗 (印)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから第7回さいたま市・岩槻市任意合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます協議会事務局の三次と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、お手元の次第に基づきまして、会議を進めさせていただきますが、まず、資料を確認させていただきます。</p> <p>第7回さいたま市・岩槻市任意合併協議会の次第、2ページにわたってございますが、次第書でございます。次に、報告事項と記載してある表題、1ページから2ページまでのもの。そして、同じく表題が協議事項と記載してあるもの。1ページから69ページまでのつづりのものがございます。さらに、それに付随しまして参考資料という表題で、同じく1ページから69ページまでのもの。そして、提案事項という表題のもの。これが1ページから12ページまでのつづりでございます。そして、その提案事項の下に新市建設計画(素案)という冊子、また、表題が新市建設計画(素案)とさいたま市及び岩槻市の総合振興計画との関連としてありますA3判の用紙を三つ折りにしてございます参考資料。そして、最後に新市建設計画(素案)の概要、8ページつづりの計8組でございます。その他、本日の配布物ということで資料とは別に第2号の協議会だより、さらに、さいたま市・岩槻市の地図のそれぞれ各1部、お手元にお配りさせていただきました。</p> <p>以上でございます。よろしくご確認をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
司会	<p>それでは初めに、当協議会の兵藤会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>兵藤会長、よろしくをお願いいたします。</p>
兵藤会長	<p>第7回さいたま市・岩槻市任意合併協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、平成15年度の年度末、極めてお忙しい中にもかかわらず、本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>もう早いもので、今回で7回目の協議会を迎えました。合併特例法の期限も、ご案内のように、残りあと1年となっておりますが、おかげさまで、事務事業の調整方針も大方まとまりつつある状況かと存じます。</p> <p>これまでの委員の皆様のご協力に感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>本日は、新市建設計画素案のほか、多くの案件を提出させていただいておりますが、委員の皆様には特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより議事に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、協</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
議長	<p>議会規約第6条第1項の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。</p> <p>委員の皆様、ご発言の際には、お手元にマイクをお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、兵藤会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>なお、本日は、佐藤弘毅委員、それから中村一巖委員のお二人が所用で欠席ということでございますが、「皆様によりしくお伝え願いたい。」とのことでございますので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>本協議会に提出させていただきました案件は、報告事項が1件、協議事項24件、そして提案事項4件、計合わせて29案件でございます。委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは初めに、議事の(1)報告事項ですが、まず、報告第1号 行政区の範囲、名称及び事務所の位置について事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号 行政区の範囲、名称及び事務所の位置についてご説明を申し上げます。</p> <p>報告事項の資料1ページをご覧いただきたいと存じます。行政区の範囲、名称及び事務所の位置の取扱い(案)について、別紙のとおり報告がなされましたので、その内容についてご報告いたします。</p> <p>次の2ページになりますけれども、本件につきましては、第4回任意合併協議会において、行政区の範囲、名称及び事務所の位置の取扱い(案)について、さいたま市において検討するよう提案されたものでございまして、さいたま市より報告がありましたので、その内容を読ませていただきます。</p> <p>「行政区の範囲、名称及び事務所の位置について(報告)</p> <p>さいたま市において作成することとされました、合併することとなった場合の岩槻市の行政区の範囲、名称及び事務所の位置についての取扱い案につきましては、岩槻市の要望を踏まえ、下記のとおりとりまとめましたので報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 行政区の範囲 現在の岩槻市の区域をもって、ひとつの行政区とする。</li><li>2 行政区の名称 岩槻区とする。</li><li>3 行政区の事務所の位置 岩槻市本町6丁目1番1号(現在の岩槻市役所)をもって、行政区の事務所の位置とする。」</li></ol> <p>以上がさいたま市より報告された内容でございます。</p> <p>なお、この件につきましては、岩槻市の要望に沿った内容でございますので、後ほど協議事項の議案としてご提案させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま報告第1号につきまして、事務局より説明がありましたが、ご質問などございますでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
議長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご発言がないようでございますので、この件は、後ほど議案第7号として、改めて議題とさせていただきますことといたします。</p> <p>続いて、議事の(2)協議事項に移ります。初めに、議案第5号 平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会事業計画について及び議案第6号 平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算についての2件につきましては、関連がございますので、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号及び議案第6号について一括してご説明いたします。</p> <p>まず、議案第5号 平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会事業計画についてでございますが、資料の2ページをご覧ください。</p> <p>平成16年度事業計画につきましては、1の協議会、幹事会及び専門部会の開催ですが、両市の合併に関し、必要な事項を協議するための会議の開催でございます。2の協議会だよりの発行ですが、さいたま市・岩槻市任意合併協議会の機関紙である協議会だよりを引き続き発行するものでございます。3の協議会ホームページの維持管理ですが、両市の市民を始め、より多くの方々に情報発信をしておりますホームページにつきまして、より新しい情報を発信するため、掲載内容更新等の維持管理を行っていくものでございます。4の新市建設計画の策定ですが、合併協議会の役割の一つとしまして、合併特例法で新市建設計画を作成することが規定されております。また、合併特例債の適用を受けるためには、この計画に事業を位置付けておくことが必要となりますことから、新市建設計画の策定業務を進めていくものでございます。5として、その他両市の合併についての調査研究でございます。</p> <p>続きまして、議案第6号 平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算について説明をいたします。</p> <p>資料の4ページをご覧ください。本予算(案)につきましては、歳入歳出それぞれ5,340万2,000円とするものでございますが、まず、歳入につきましては、1款1項の負担金ですが、両市からそれぞれ2,670万円ずつの協議会負担金を歳入としております。次に、2款1項の繰越金は、前年度繰越金、3款1項の諸収入は、預金利子として、それぞれ科目設定させていただいております。歳入合計5,340万2,000円でございます。</p> <p>続いて、歳出について、5ページの事項別明細書により説明をさせていただきますので、5ページの歳出予算の欄をご覧くださいと存じます。</p> <p>まず、1款1項の運営費ですが、3,106万7,000円でございます。1目の会議費は、347万5,000円で、内訳としまして8節報償費は委員の出席謝礼金、11節需用費は協議会開催の際の会議用賄費及び会議録の印刷製本費、12節役務費は会議録編集のための筆耕翻訳料、14節使用料及び賃借料は協議会、幹事会等の際の会場借上料でございます。2目の事務費は、2,759万2,000円で、内訳といたしまして、9節は旅費、11節需用費は事務用消耗品や封筒などの印刷製本費、事務所の電気料等でございます。12節役務費は、電話の通話料及び郵便料等でございます。13節委託料は、事務所清掃業務の委託料、14節使用料及び賃借料は、協議会事務所、コピー機、パソコンを含む事務機器の</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
議長	<p>借上料でございます。</p> <p>次に、2項の事業費でございますが、2,233万4,000円でございます。内訳は、13節委託料として協議会だよりの作成、配布にかかる委託料、ホームページの維持管理のための委託料でございます。</p> <p>次に、2款1項は、予備費でございます。</p> <p>以上、1款運営費及び2款予備費を合わせた歳出合計は、5,340万2,000円でございます。</p> <p>以上、事業計画及び予算の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま議案第5号及び議案第6号につきまして事務局より説明がありましたが、この内容について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>議案第5号 平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会事業計画及び議案第6号 平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算の2案件について、承認をいただいたということをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、続いて議案第7号 岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置について事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>議案第7号 岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置についてご説明をいたします。</p> <p>8ページをご覧ください。岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 行政区の範囲 現在の岩槻市の区域をもって、一つの行政区とする。</li><li>2 行政区の名称 岩槻区とする。</li><li>3 行政区の事務所の位置 岩槻市本町六丁目1番1号(現在の岩槻市役所)をもって、行政区の事務所の位置とする。</li></ol> <p>以上簡単でございますが、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの議案第7号に関する説明について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、議案第7号 岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置については、原案のとおり承認することとさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第8号 財産の取扱いについてから議案第28号 各種事務事業の取扱いについてまでの21議案については、既に提案の際に一度説明をしておりますので、一括して簡潔にお願いをします。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>質疑等も一括して受けたいと思いますので、よろしくお願いをします。 それでは、事務局、説明を願います。</p> <p>議案第 8 号から議案第 28 号までは、一括してご説明をいたします。 前回及び前々回に提案した内容と変更がございませんので、簡潔にご説明をいたします。</p> <p>また、提案の時に資料として付けた現況比較につきましては、別冊で参考資料として、まとめさせていただいております。</p> <p>なお、本日も関係専門部会の正副部長が出席しておりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、まず、議案第 8 号 財産の取扱いについてですが、資料の 10 ページをお願いいたします。総括調整方針を「岩槻市の財産は、すべてさいたま市に引き継ぐものとする。」といたしました。</p> <p>次に、議案第 9 号 地方税の取扱いについてですが、12 ページをご覧ください。総括調整方針を「地方税は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 10 号 一般職の職員の身分の取扱いについてですが、14 ページをご覧ください。総括調整方針を「岩槻市の職員は、すべてさいたま市の職員として引き継ぐものとする。」といたしました。</p> <p>次に、議案第 11 号 条例、規則等の取扱いについてですが、16 ページをご覧ください。総括調整方針を「条例、規則等は、さいたま市に統一するものとする。」といたしました。</p> <p>次に、議案第 12 号 一部事務組合等の取扱いにつきましては、18 ページをご覧ください。一部事務組合等につきましては、埼玉清掃組合と埼玉斎場組合は別扱いとしておりますので、総括調整方針は示しておりませんので、調整方針を読ませていただきます。</p> <p>「( 1 ) 岩槻市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 ( 2 ) 両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、さいたま市として引き続き加入するものとする。( 3 ) 岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。( 4 ) 岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合するものとする。( 5 ) 社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合するものとする。( 6 ) 岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入するものとする。」といたしました。</p> <p>次に、議案第 13 号 使用料、手数料等の取扱いにつきましては、20 ページをご覧ください。総括調整方針を「使用料、手数料等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。」といたしました。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>次に、議案第 14 号 公共的団体等の取扱いにつきましては、22 ページをご覧ください。総括調整方針を「公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努めるものとする。」といたしました。</p> <p>次に、議案第 15 号 補助金、交付金等の取扱いにつきましては、24 ページをご覧ください。総括調整方針を「補助金、交付金等は、原則としてさいたま市の制度に統一するものとする。なお、岩槻市のみ補助金、交付金等は、実情を考慮し調整するものとする。」といたしました。</p> <p>次に、議案第 16 号 慣行等の取扱いについてですが、26 ページをご覧ください。総括調整方針を「慣行等は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 17 号 国民健康保険事業の取扱いにつきましては、28 ページをご覧ください。総括調整方針を「国民健康保険事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりとなっております。</p> <p>次に、議案第 18 号 消防団の取扱いにつきましては、30 ページをご覧ください。総括調整方針を「消防団は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 19 号 ごみ・し尿処理事業の取扱いについてですが、32 ページをご覧ください。総括調整方針を「ごみ・し尿処理事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 20 号 社会福祉事業の取扱いについてですが、34 ページをご覧ください。総括調整方針を「社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 21 号 障害者福祉事業の取扱いにつきましては、36 ページをご覧ください。総括調整方針を「障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 22 号 高齢者福祉事業の取扱いにつきましては、38 ページをご覧ください。総括調整方針を「高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 23 号 児童福祉事業の取扱いにつきましては、40 ページをご覧ください。総括調整方針を「児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 24 号 保健・医療事業の取扱いにつきましては、42 ページをご覧ください。総括調整方針を「保健・医療事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 25 号 介護保険事業の取扱いについてですが、44 ページをご</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>ご覧ください。総括調整方針を「介護保険事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 26 号 水道事業の取扱いについてですが、46 ページをご覧ください。総括調整方針を「岩槻市が経営する水道事業は、さいたま市が引き継ぎ、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 27 号 下水道事業の取扱いについてですが、48 ページをご覧ください。総括調整方針を「下水道事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、議案第 28 号 各種事務事業の取扱いについてですけれども、各種事務事業につきましては、20 事業がございます。</p> <p>まず、50 ページの広報広聴事業ですが、総括調整方針は、「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、51 ページになります。コミュニティ施策ですが、総括調整方針は、「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりとなっております。</p> <p>次に、52 ページの情報公開事業ですが、総括調整方針は、「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、53 ページ、防災事業ですが、総括調整方針は、「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、54 ページになりますが、男女共同参画事業につきましては、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、55 ページ、市民窓口業務につきましては、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、56 ページになりますが、文化振興事業です。総括調整方針は、「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>57 ページの環境対策事業ですが、総括調整方針は、「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>58 ページをお願いします。交通対策事業ですが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、59 ページ、農業振興事業ですが、総括調整方針は、「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p>



発言者	議題・発言内容・決定事項
議長	<p>次に、60 ページになりますが、商工・観光事業は、総括調整方針を「( 1 ) 商工業振興事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。( 2 ) 観光事業は、原則としてさいたま市の制度に統一するものとする。なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>61 ページ、勤労者・消費者関連事業は、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、62 ページ、都市計画事業ですが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>63 ページの道路事業でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、64 ページ、河川事業につきましては、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>65 ページ、住宅事業は、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、66 ページになりますが、学校教育事業につきましては、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>67 ページ、社会教育事業は、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、68 ページ、議会ですが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、69 ページ、選挙でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>議案第 8 号から議案第 28 号まで説明をいただきましたが、ご質問、ご意見などございますでしょうか。</p> <p>もしございます場合は、議案番号と質疑の内容についてご発言をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	それでは、順に確認をしてまいりたいと思います。

発言者	議題・発言内容・決定事項
議長	<p>初めに、議案第 8 号 財産の取扱いについては、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続いて、議案第 9 号 地方税の取扱いについて、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続いて、議案第 10 号 一般職の職員の身分の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続いて、議案第 11 号 条例、規則等の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続きまして、議案第 12 号 一部事務組合等の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続いて、議案第 13 号 使用料、手数料等の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続きまして、議案第 14 号 公共的団体等の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がございませんので、承認させていただきます。 続いて、議案第 15 号 補助金、交付金等の取扱いについて、原案のとおり</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
議長	<p>承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>ご異議がございませんので、承認させていただきます。 続きまして、議案第 16 号 慣行等の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がございませんので、承認させていただきます。 続きまして、議案第 17 号 国民健康保険事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がございませんので、承認させていただきます。 続きまして、議案第 18 号 消防団の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がございませんので、承認させていただきます。 続いて、議案第 19 号 ごみ・し尿処理事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続いて、議案第 20 号 社会福祉事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がございませんので、承認させていただきます。 続いて、議案第 21 号 障害者福祉事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がございませんので、承認させていただきます。 続いて、議案第 22 号 高齢者福祉事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
議長	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、承認とさせていただきます。 続いて、議案第 23 号 児童福祉事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続いて、議案第 24 号 保健・医療事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、承認とさせていただきます。 続いて、議案第 25 号 介護保険事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>ご異議がございませんので、承認とさせていただきます。 続いて、議案第 26 号 水道事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続いて、議案第 27 号 下水道事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、承認させていただきます。 続きまして、議案第 28 号 各種事務事業の取扱いについて、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、これも承認とさせていただきます。 それでは、次に進みたいと思います。 続きまして、議事の( 3 )提案事項に移りますが、初めに、提案第 1 号 新市建設計画素案について事務局より説明を願います。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>それでは、提案第 1 号 新市建設計画素案についてご説明をさせていただきます。</p> <p>新市建設計画につきましては、合併特例法第 5 条の規定に基づき、合併後新市の位置付け、まちづくりの目標及びそれを実現するための具体的な事業計画を示すものですが、本日ご説明させていただきます新市建設計画素案につきましては、去る 12 月 25 日の第 4 回任意合併協議会でご報告申し上げました新市建設計画案の策定方針を基に、企画財政専門部会に企画プロジェクト、財政プロジェクトを設置いたしまして、両市の職員及びコンサルにより作成したものでございます。</p> <p>なお、ご説明する素案につきましては、現在県の方から移譲事務等の諸条件が明確になっておりませんことから、現段階では財政計画を除いた計画となっておりますので、ご了承願いたいと存じます。</p> <p>それでは、お手元の資料をご覧くださいと存じます。別冊の新市建設計画（素案）という冊子をご覧ください。まず、目次をご覧くださいと存じますが、新市建設計画（素案）は、大きく 序論、新市の概況及び主要指標の推計、新市建設の基本方針、施策の方向性及び概要という区分けをいたしまして構成しております。</p> <p>それでは、1 ページよりご説明いたします。</p> <p>まず、序論ですけれども、1、合併の必要性と効果について記載してございます。両市の生活基盤や都市機能上の結びつきに加えまして、高度な商業業務機能の集積した政令指定都市さいたま市と、人形という伝統工芸に象徴される歴史文化に彩られた岩槻市が合併することで、両市の特性を生かした一体的な都市形成が可能となります。さらに、( 1 ) では、多様となる地域資源を活用した、ヒト・モノ・情報の集まる活力ある都市の形成といたしまして、合併することにより、両市の多様な地域資源を生かした都市づくりが可能となり、魅力ある政令指定都市として、また、首都圏の一翼を担う都市としての発展性が更に高まることとしております。</p> <p>2 ページの ( 2 ) 共通する課題に対する取り組みの強化といたしまして、運輸政策審議会の答申を踏まえた地下鉄 7 号線延伸の取り組みや、自然資源の維持、保全、高齢社会への対応等、重要な課題に関する諸施策を効率的、効果的に進められるとしております。( 3 ) では、大都市としての特性の活用と魅力の向上といたしまして、大都市としての特性と岩槻市域に区民会議が設置されることにより、市民主体の身近できめ細かなまちづくりの体制が一層整備されることとしております。以上が合併の必要性と効果でございます。</p> <p>次に、3 ページをご覧くださいと存じます。2、新市建設計画の策定方針でございますが、第 4 回任意合併協議会でご報告させていただいた内容となっております。( 3 ) にありますように、計画の期間は、10 か年度としてございます。また ( 5 ) の計画の基本指針の でございますが、岩槻市第 3 次総合振興計画を参考に、さいたま市総合振興計画を踏まえた計画としてございます。</p> <p>別添の A 3 判 1 枚の資料でございますが、そちらをご覧くださいと存じます。新市建設計画（素案）とさいたま市及び岩槻市の総合振興計画との</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>関連という参考資料でございます。新市建設計画（素案）と両市の総合振興計画を比較したものでございます。一番左側の欄がさいたま市総合振興計画の都市づくりの基本理念、将来都市像、施策展開の方向、真ん中の欄に新市建設計画（素案）の基本理念、将来都市像、施策の体系、そして右側の欄に岩槻市の第3次総合振興計画のまちづくりの理念、将来都市像、施策の大綱がでございます。先ほど申し上げましたが、新市建設計画策定の基本方針として、岩槻市の第3次総合振興計画を参考に、さいたま市総合振興計画を踏まえた計画を策定するということとされておりまして、左側と同様の項目が真ん中の新市建設計画（素案）の項目となっております。なお、岩槻市の第3次総合振興計画に掲げておりますまちづくりの理念、将来都市像、施策の大綱の中のそれぞれの項目については、ご覧のように実線で結ばれており、それぞれの項目について反映されていることを示したものでございます。</p> <p>それでは、元の資料に戻りたいと存じます。</p> <p>素案の4ページをお願いいたします。まず、新市の概況及び主要指標の推計でございます。まず、1の新市の概況、(1)位置及び地勢についてですが、下の新市の地図をご覧くださいと存じます。東京都心を中心としまして、北へ半径20キロメートルから40キロメートルに位置していることをお示ししてございます。面積は、両市を合わせて217.49平方キロメートルでございます。地勢としましては、荒川、芝川、綾瀬川、そして元荒川等の河川がございまして、豊かな水と緑を有した環境とともに、新市の西部から中央部にかけては、南北方向に走る鉄道網によって、密度の高い市街地が形成されている一方、東部の方では、東西に延びる東武野田線の駅周辺を核として、帯状に形成された市街地等から形成されております。</p> <p>次に、5ページの人口及び世帯でございますが、平成12年の総人口は、113万3,300人で平成2年に比較しまして、約12万6,000人の増、12.5%の伸び率でございます。県全体の人口に占める割合も15.7%から16.3%に増加していることを示しております。下の図ですが、年齢3区分別人口は、平成2年と比較すると、年少人口の減少、また、老年人口の増加が顕著で、少子・高齢化が加速していることを示しております。</p> <p>次に、6ページになりますが、図にありますように、この図では、世帯数と1世帯当たりの人員を示したものでございます。平成2年から約8万6,000世帯増加しており、25.5%の伸び率を示しております。一方、1世帯当たりの人員は、ご覧のように2.97人から2.67人に減少しており、核家族化の進行がうかがえます。</p> <p>次に、(3)産業でございますが、7ページの上の図をご覧ください。就業者数と従業者数は、ともに増加を続けております。折れ線は、就従比の推移を示しておりますが、数値が上昇してきております。0.81から0.84と数値が上昇してきており、ベッドタウンから業務地としての性格が強まっていることを示しております。また、下の産業別従業者数構成比の図でございますが、平成12年における埼玉県との比較は、第1次産業及び第2次産業が少なく、第3次産業の構成比が著しく大きいことが特徴となっております。</p> <p>次に、主要指標の推計ですけれども、9ページをご覧ください。ただいま</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>申し上げました新市の人口及び世帯、産業についての指標の推計を掲げてございます。計画を10か年で設定しておりますので、平成26年度の年齢別の人口・構成比、世帯数、就業者数等々推計値を示させていただきます。人口は、平成26年度129万8,000人、世帯数は、54万7,000世帯に達すると推計しております。</p> <p>次に、10ページをお願いいたします。第3章新市建設の基本方針についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、10ページの(1)新市建設の基本理念につきましては、囲みの中にございますように、市民と行政の協働、人と自然の尊重、そして未来への希望と責任の三つを掲げさせていただきます。</p> <p>次に、11ページになりますが、(2)の将来都市像につきましては、多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市、見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市、若い力の育つゆとりある生活文化都市の3点を将来都市像として掲げ、新たな都市づくりを目指すこととしております。</p> <p>次に、12ページをお願いいたします。2、岩槻区域の位置付けでございますが、新市の将来都市像の中で、岩槻区域の新市での位置付けを明らかにするため、三つの項目を立ててまとめさせていただきます。一つ目は、多核連携型の都市構造における拠点機能ということで、地下鉄7号線延伸の促進や東北自動車道の活用をはじめとする道路・交通機能の向上等により新市全体としてのコンパクトな都市づくりの役割を担うこと。二つ目は、特色ある新しい文化の創出と交流の活性化ということで、地域固有の歴史・文化や伝統的な人形づくりを生かした特色ある地域文化を形成していくこと。また、盆栽村などとの連携を進めながら、地域固有の歴史的な文化を広く情報発信して、新市における多様で広域的な交流の拠点を形成していくこと。三つ目は、恵まれた水と緑を生かした居住空間の提供ということで、恵まれた自然環境と調和し、水と緑に恵まれた居住空間を提供するとともに、美園地区と連携した国際アメニティタウンの形成、地下鉄7号線沿線の計画的な整備等を推進すること。</p> <p>以上3点を岩槻区域の位置付けとさせていただきます。</p> <p>次に、13ページをお願いいたします。3、都市構造の基本方針でございますが、新市の都市構造につきましては、都市軸、土地利用、拠点の観点からその方向性を示させていただきます。まず、一つ目、(1)都市軸の構成と機能でございますが、下の図をご覧ください。新市から南北方向の道路・鉄道に沿って南の東京方面に伸びているラインと北の北関東・東北地方及び上信越地方に伸びているラインを中央都市軸として位置付けております。中央都市軸の機能は、多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市の実現を目指すものでございます。一方、新市を中心に左右に伸びている点線のラインを交流・連携軸と位置付けております。交流・連携軸の機能は、東京中心部から環状方向に位置する業務核都市などとの連携を促進するとともに、中央都市軸との相乗効果により、都心部からの機能分散の受け皿として都市機能の集積と機能の高度化を誘導するものでございます。</p> <p>次に、14ページをご覧ください。(2)土地利用ゾーンの構成でございます。下の方に土地利用ゾーンの図を示してございます。新市の土地利用ゾーンは、</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>都市ゾーン、市街地ゾーン、緑地ゾーンという三つのゾーンで構成させていただきました。都市ゾーンは、新市の中央部を南北方向に縦断し、鉄道に沿った区域で、市街地の再生を図りながら高次都市機能の集積を進めるとともに、都市機能の有機的な連携を強化し、魅力ある広域交流拠点の形成を目指しています。市街地ゾーンは、都市ゾーンを囲むように都市ゾーンの東西両側と浦和美園駅周辺、それから岩槻駅周辺の市街化区域となっております。それぞれの地区の特性を踏まえながら、土地利用の再編の誘導、生活基盤の整備や緑の空間の創出を目指すとともに、防災面や環境面に配慮した利便性の高い市街地の形成を進めます。緑地ゾーンでございますが、見沼田圃、荒川河川敷や元荒川を中心として新市の市街地を囲むように配置されております。自然環境の保全と農業の振興を基調としながら、水と緑のネットワークの骨格の形成、また、市民生活にやすらぎや潤いを提供する空間として、その活用・創造を図ります。</p> <p>次に、15ページの(3)拠点の構成と機能についてご説明申し上げます。拠点は、都心、副都心、地域拠点から構成をいたしております。</p> <p>16ページの拠点の構成と配置図をご覧いただきたいと存じます。まず、都心につきましては、最も色の濃い部分で2か所ございます。大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区でございます。高次都市機能の集積により新市の都市活動の基幹的な役割を果たすもので、業務核都市として首都機能の一翼を担ってまいります。副都心につきましては、都心と連携しながら、都市機能を補完する役割を担うゾーンということで、日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区の四つの地区を指定しております。それぞれの副都心の位置付けですが、日進・宮原地区及び武蔵浦和地区につきましては、商業・業務機能と都市型住宅を併せ持った高次複合都市を目指す副都心でございます。美園地区は、商業・業務機能とともに、スポーツ・交流・自然をテーマに、快適空間、快適生活を創造する国際アメニティタウンを目指す副都心でございます。また、岩槻駅周辺地区は、多くの歴史文化資産や一定の都市機能の集積があり、将来的にも、また対外的にも高次の情報発信と交流活動の展開が可能であることから、他の副都心とは、またひと味違う特色ある副都心を目指しております。図には示しておりませんが、地域拠点は、行政レベルでの市民の多様な活動や日常生活の中心となる拠点でございます。</p> <p>次に、第4章17ページになりますけれども、施策の方向性及び概要でございますが、新市の一体性の速やかな確立及び地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、新市建設の基本方針に基づき、施策の体系に沿って、総合的かつ計画的な整備を推進してまいります。</p> <p>18ページに施策の体系を示してございますが、環境・アメニティの分野から交流・コミュニティの分野まで、七つの分野からの構成とさせていただきます。それぞれ各分野の施策につきましては、ご覧のとおりとなっております。都市づくりを実現するための具体的な施策を定めるもので、岩槻市の第3次総合振興計画を参考に、さいたま市の総合振興計画を踏まえて作成されております。具体的には、19ページ以降、29ページまで、それぞれの施策の方向性と施策の概要についてまとめさせていただきますが、</p>



発言者	議題・発言内容・決定事項
議長	<p>個々の内容につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上で新市建設計画（素案）の説明を終わりにさせていただきますが、なお、PR用に別冊として、新市建設計画（素案）の概要を8ページにまとめたものを作成いたしました。併せてご参照願えればと存じます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いをいたします。</p>
議長	<p>ただいまの提案第1号につきまして、ご質問などございますでしょうか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に進みたいと思います。</p> <p>続きまして、提案第2号 行政機関の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、提案事項の2ページをお願いいたします。提案第2号 行政機関の取扱いについてご説明をいたします。</p> <p>3ページの別紙をご覧いただきたいと存じます。総括調整方針を「行政機関は、原則としてさいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。編入合併の場合、編入される市の組織・機構はなくなりまして、編入する市がその事務を引き継ぐこととなります。現況欄にございますが、さいたま市の執行機関は、本庁の市長事務部局が7局18部74課、区役所が9区で18部95課、岩槻市の市長事務部局は、5部36課となっております。また、附属機関といたしましては、防災会議や国民健康保険運営協議会など法令によるもの及び情報公開・個人情報保護審査会や下水道事業審査会など条例によるものを併せまして、さいたま市は73機関、岩槻市は39機関でございます。参考に4ページから6ページまで両市の組織図を付けさせていただいております。</p> <p>以上、簡単ですけれども提案第2号 行政機関の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。</p>
議長	<p>ただいまの提案第2号につきまして、ご質問などございますでしょうか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長	<p>それでは、先に進ませてもらいたいと思います。</p> <p>続いて、提案第3号 町・字名の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、7ページ、提案第3号 町・字名の取扱いについてご説明をいたします。</p> <p>8ページの別紙をご覧いただきたいと存じます。町・字名の取扱いにつき</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>ましては、総括調整方針を「町・字の名称及び区域は、現行のとおりとする。」とさせていただきます。合併に際しましては、同一区内において重複がないよう配慮する必要がございます。両市で町・字名の表記と読みが同一のものとしまして、この備考欄にございますように仲町（なかちょう）宮町（みやちょう）大谷（おおや）大戸（おおと）がございます。仲町（なかちょう）は、さいたま市の大宮区と浦和区にそれぞれ仲町がございます。岩槻市にも仲町という町名がございます。また、宮町は、さいたま市の大宮区に宮町があり、岩槻市にも宮町がございます。大谷につきましては、さいたま市の見沼区に大字大谷がございまして、岩槻市にも大字大谷がございます。また、大戸につきましては、さいたま市の中央区に大戸という町名がございまして、岩槻市には、大字大戸がございます。また、表記が同じで読み方が違う町名といたしまして、さいたま市には、大宮区に東町（あずまちょう）がございます。岩槻市には、東町（ひがしちょう）という町名がございます。いずれにいたしましても行政区が別になりますと、同一区内に同一地名が発生いたしませんので、町・字名は、現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>以上で提案第 3 号 町・字名の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの提案第 3 号につきまして、ご質問などございますでしょうか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長	<p>それでは、ご発言はないようですので、次に進ませていただきます。</p> <p>続いて、提案第 4 号 各種事務事業（消防業務）の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、9 ページの提案第 4 号 各種事務事業の取扱いについてですが、10 ページをご覧くださいと存じます。各種事務事業の取扱いの消防業務につきましてですが、総括調整方針を「消防業務は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針といたしまして、火災等出動計画は、「さいたま市の制度に統一する。」、消防水利の整備計画は、「合併後、さいたま市の計画に統一する。」、消防緊急情報システムは、「さいたま市の制度に統一する。」、女性消防隊は、「さいたま市の制度を適用する。」といたしました。</p> <p>次のページに現況比較がございますので、ご覧くださいと存じます。火災等出動計画は、消防部隊を効率的に運用して被害の軽減を図るものがございます。さいたま市では、災害の種別を 15 区分として、種別ごとに部隊編成をしております。岩槻市は、市内を北と南のエリアに区分してございます。次に、2 の消防水利の整備計画につきましては、両市、それぞれご覧のように年次別の整備計画を立てております。3 の消防緊急情報システムですが、災害時の通報受付から出動指令に至るまで、迅速かつ効率的な処理を目的としておりまして、さいたま市では政令市型、岩槻市では自治省 型という消</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
議長	<p>防緊急情報システムを採用しております。次に、4の女性消防隊につきましては、さいたま市のみの制度でございますが、一般家庭からの出火防止及び火災予防の啓発を目的としたもので、1隊4分隊33人で組織されております。防火思想の普及、初期消火技術の習得などの活動しております。</p> <p>以上が提案第4号 各種事務事業の取扱い、消防事業についてのご説明でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの提案第4号につきまして、ご質問などございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、ご発言がございませんので、ただいまの提案事項、計4件につきましては、それぞれ両市の委員さん方に持ち帰っていただき、ご検討を願ひ、次回以降の協議会で議案として審議させていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。</p> <p>次に、進みたいと思います。</p> <p>議事の(4)その他でございますが、委員の皆様の方で、何かこの際、ご質問等ございますでしょうか。</p>
青木委員(さいたま市 議会議員) 議長	<p>議長</p> <p>青木委員</p>
青木委員(さいたま市 議会議員)	<p>議長さんのお許しをいただきましたので、発言をさせていただきたいと存じます。</p> <p>前回の協議会において、提案されました埼玉清掃組合と埼玉斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針についてですが、さいたま市議会を代表して質問させていただきたいと存じます。</p> <p>この件の取扱いに関しましては、前回の協議会において、さいたま市においてその内容について検討をされるとなっておりますが、さいたま市議会においては、合併問題調査特別委員会で検討いたしました。その際の意見として、埼玉清掃組合について、議論になりましたので、その方針を作成された岩槻市さんにお聞きしたいと存じます。</p> <p>そのお聞きしたい内容は、埼玉清掃組合の具体的な取扱いについてでありまして、合併した後も組合に残るのか、それとも組合を脱退して委託にするのか、具体的にどのようなになるのか、一部事務組合ですので、相手方の市町があることで難しいこととは存じますけれども、できれば明示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの青木委員の発言に対しまして、岩槻市の方の考え方はいかがでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
議長  佐藤（征）委員（岩槻市長）	佐藤（征）委員  それでは、岩槻の考え方ということでございますので、私の方からお答えさせていただきたいと思えます。 今の青木委員さんの埼玉清掃組合の具体的な取扱いを明示してほしいということでございますが、岩槻市分のし尿の処理につきましては、さいたま市との合併後も引き続き現有の施設というか埼玉清掃組合の施設で継続をして処理をしてもらおうと、ただ、その事業の形態につきましては、青木委員さんのお話のとおり、相手のあることでもございますので、岩槻市としてはこれから所要の手續をした上で、事業を委託する方式で調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければありがたいというふうに思えます。 どうぞよろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま岩槻市の方からも考え方が表明されましたが、青木委員、よろしいでしょうか。
青木委員（さいたま市議会議員）	どうもありがとうございました。 ご回答をいただきまして、持ち帰ってですね、次回の合併問題調査特別委員会でご報告をさせていただきたいと存じます。 ありがとうございました。
議長	ありがとうございました。 それでは、この件につきましては、よろしくお願ひをいたします。ほかに何かご意見等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、審議は、以上といたしまして、事務局から、その他として次回の日程等について、報告を願ひます。
事務局	事務局からその他として3点ほどございます。 まず、お配りした資料でございますけれども、お手元に協議会だより第2号をお配りしてございます。内容につきましては、第4回から第6回までの協議会の内容と両市の紹介でございます。今月末までに両市の全戸に戸別配布を完了する予定でございます。 次に、お手元にある地図でございますけれども、協議の参考にということでさいたま市と岩槻市を合わせた3万分の1の地図を作製しておりますのでご活用いただければと存じます。 それから、3点目、次回の日程でございますけれども、4月20日、火曜日午後2時から、同じくこのときわ会館5階の大ホールを予定しておりますので、よろしくお願ひをしたいと存じます。事務局からは以上でございます。
議長	それでは、ただいま事務局より会議日程について報告がございました。4

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	<p>月 20 日火曜日ということでございますので、よろしく願いをいたします。 以上をもちまして、本日の議事は、すべて終了をいたしました。 委員の皆様方のご協力に心から感謝を申し上げ、議長の座を降ろさせていただきます。 どうもありがとうございました。</p> <p>兵藤会長、大変お疲れさまでございました。本日の議事がスムーズに終了することができました。 ご協力を賜り、誠にありがとうございました。 さて、最後になりましたが、委員の皆様申し上げます。 本日まで、当任意合併協議会の会長をお務めいただいております兵藤学長さんが、今月末をもちまして埼玉大学学長を退任されることとなりました。 兵藤会長さんには、任意合併協議会の設立以来、今日まで協議会運営に多大なご尽力をいただいております。学長退任に伴い、協議会の委員も辞されることとなりました。 残念ではございますけれども、ここでごあいさつをいただきたいと思っております。 兵藤会長、お願いいたします。</p>
兵藤会長	<p>今司会の方からございましたように、この 3 月 31 日をもって、任期がまいりますので、埼玉大学の学長を退任することとなりました。それに伴いまして、さいたま市・岩槻市任意合併協議会の委員並びに会長を退任させていただくことになりましたので、一言ごあいさつを申し述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>昨年の 7 月 15 日、さいたま市・岩槻市任意合併協議会が設立され、さいたま市と岩槻市の両市長さんのご推挙をいただきまして、本協議会の委員並びに会長として就任をさせていただきました。</p> <p>私は、6 年間埼玉大学の学長として仕事を務めてまいりましたが、埼玉県に存在する唯一の国立大学として、地域社会に幾らかでも貢献することが我々埼玉大学の重要な課題、任務の一つでなければならないと思ひ、幾つかの仕事もさせていただきました。今回この任意合併協議会の仕事をお受けしたのもそういう気持ちからでございます。</p> <p>協議会の発足以来、今日まで 7 回にわたる任意合併協議会を開催したところでございますが、微力ながら両市の合併協議の推進に幾らかはお力添えができたのではないかとこのように思っております。</p> <p>この間、委員の皆様には、格別なご協力を賜りましたことに対しまして、この場をお借りして、心より深く感謝とお礼を申し上げたいと存じます。</p> <p>私は、この度委員並びに会長の職を退くことになりましたが、この協議会が今後法定協議会に移行いたしまして、両市の合併協議が順調に進むことを念願いたしますとともに、この新さいたま市が更に一層発展することをお祈りしたいと思います。</p> <p>委員の皆様を始め、本日ご列席いただいております皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念をいたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。 どうも大変ありがとうございました。(拍手)</p>

( 会議経過 )

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	<p>ありがとうございました。兵藤会長さんには、今後とも、当協議会へのご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、健康には十分留意され、一層のご活躍、ご発展をご祈念申し上げたいと存じます。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>なお、兵藤会長さんの後任といたしまして、4月より、同じく埼玉大学の次期学長予定でございます田隅三生名誉教授に就任いただくこととなっておりますので、ご報告させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第7回さいたま市・岩槻市任意合併協議会を終了させていただきます。</p> <p>大変ありがとうございました。</p>

## 出席委員名簿

平成16年3月29日

	氏名	備考
会長	ひょうとう 兵藤 薊	埼玉大学学長
監事	ひらぬま やすひこ 平沼 康彦	与野商工会議所会頭
監事	せきね ちゅういち 関根 忠一	岩槻商工会議所会頭
委員	あいかわ そういち 相川 宗一	さいたま市長
委員	さとう せいじろう 佐藤 征治郎	岩槻市長
委員	はせがわ じょうい 長谷川 浄意	さいたま市議会議長
委員	まるおう しゅうすけ 丸王 収助	岩槻市議会議長
委員	たぐち くにお 田口 邦雄	さいたま市議会副議長
委員	たけうち あきお 竹内 昭夫	岩槻市議会副議長
委員	あおき いちろう 青木 一郎	さいたま市議会議員
委員	いづか しん 石塚 眞	さいたま市議会議員
委員	なみき きよ 並木 清	岩槻市議会議員
委員	つぼた まさとし 坪田 正俊	岩槻市議会議員
委員	ないとう ひさし 内藤 尚志	さいたま市助役
委員	こみや よしお 小宮 義夫	さいたま市理事
委員	たかはし きよし 高橋 清司	岩槻市助役
委員	いでの のぶお 出野 信男	岩槻市総務部長
委員	のざき ぼつたろう 野崎 初太郎	さいたま市自治会連合会会長
委員	かない へいち 金井 平一	岩槻市自治会長会会長